

一般質問

住民自治の実現のため

◆池田町の新しい地方自治のあり方を問う

◆片山の取得土地の問題点 住民監査請求に関わる点について



倉地幸子 議員

住民主体の町政実現を

Q

これからは国中心ではなく地域自らが自分たちの力で地域づくりをすることが求められている。憲法改正では第8章で「地方自治」の中身も検討されるほど地域中心へと流れが変わりつつある。行政はお客様という考えから住民と協働で町づくりを進める仲間であるという考え方に立つべき。町はどういう考え方で対応をしていくのか。

A

池田町も自立の道を決めた以上、議会だけでなく住民の参画、住民の意思決定が今後の町づくりの基本になっていくと思っている。

行政と議会は対等

Q

議会と執行部は二元代表制なので対等な関係であるはず。本来は議長が議会を招集するのが筋である。今はどこも町長が当たり前のよう議会を招集しているのはおかしい。国や県から権限委譲を受ける分、職員も議員も今まで以上に仕事量と責任が重くなる。議員定数削減の問題もこうした面も考慮する必要がある。

A

次期国会で議長に臨時会の招集請求権を与えることが提案される予定。今後は、執行部には企画立案能力・議会には政策立案能力が求められる。両者ともお互いの町のために切磋琢磨していきたい。

片山の土地取得について

Q

トンネルからの土砂は片山の問題の土地にも埋め立てる予定があるのか。

A

今はその予定はない。全体的な土地の利用計画を立てた段階で進めたい。

Q

あの土地の取得に関して9月28日に住民監査請求が出た。その後、監査委員からの棄却の回答書が出た。そこには「地方公務員である以上はいかなる理由にしろ法規契約書の規定及び議会答弁での産業廃棄物をすべて撤去しない限り代金を払わないことからも計画の履行及び支払いについては不適切である」、「法に抵触する立場として正しい判断をするべきであった」と書かれている。町長の思惑は。

A

取得した以上は有効活用したい。要請については貴重な警鐘と真摯に受け止め襟を正してやっていきたい。その時の状況ではやむをえない部分があったが、法令を遵守する立場にあった公務員として不適切な部分があったと反省している。今後絶対こういうことを起こさないように進めていきたい。

憲法 第8章「地方自治」 第93条
地方公共団体には、法律の定めるものの限り、その議事機関として議会を設置する。



右側がトンネルの土砂、左側の奥が問題の土地